

国分寺市犯罪被害者等支援条例

逐条解説

平成 24 年 12 月



(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、国分寺市（以下「市」という。）における犯罪被害者等の支援（以下「支援」という。）に関し、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、支援のための施策の基本的事項を定めることにより、支援のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

○誰もが、ある日突然犯罪被害者やその家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）になり得るおそれがあります。犯罪被害者等は、生命を奪われ、家族を失い、障害を負わされ、財産を奪われるといった直接の被害に加え、周囲の無理解による配慮に欠けた対応による間接的な被害にも苦しめられます。それにもかかわらず、犯罪被害者等は、長らく、社会において十分な支援を受けてきたとはいえませんでした。

○このような状況の下、平成16年に上記の法が制定され、犯罪等により害を被った方及びその家族又は遺族の方々に対する支援等に関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されました。

○誰もが安全に安心して暮らせる地域社会を実現するためには、犯罪を予防するにとどまらず、犯罪被害者等に対する適切な対応と支援が必要です。この条例は、法に基づき、市が国や東京都及び関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じた支援を総合的に推進することで、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることを目的としています。

○この条例では第5条で相談・調整等、第6条で資金の貸付けあっせん等、第7条で関係機関等との連携協力といった支援策を規定しています。また、第3条第3項で、地域に対する啓発活動等を行うことを規定しています。これら施策を行うことで、住民にとっていちばん身近な基礎自治体として、犯罪被害者等が住み慣れた地域社会で再び平穏な生活を営むことを支援します。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条(定義)第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者、その家族又は遺族であって、市の区域内に住むもの又は市内で働くもの、学ぶもの若しくは公益的な活動を行う個人をいう。
- (3) 関係機関等 国、東京都、警察署、支援を行う民間の団体その他の支援に関するものをいう。
- (4) 市民等 市の区域内に住む者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは公益的な活動を行う個人及び市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。

【解説】

本条例における用語について、その意味を明確にし、解釈に疑義が生じないように定めたものです。

第1号関係

○犯罪被害者等基本法では、「この法律において『犯罪等』とは、犯罪およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう」としています。

「犯罪」とは、個人の生命、身体または財産上に危害を及ぼす行為など、刑法その他の刑罰法規の規定により、刑罰を科される行為をいいます。

「犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、犯罪とまではいえないが、それに類似するような同様の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいいます。

例えば、以下のような行為が該当します。

- ①配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)に

規定されている「心身に有害な影響を及ぼす言動」、いわゆる精神的暴力又は性的暴力。
(軽微なものは除きます。)

②児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)に規定されている児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食。

第2号関係

○この条例による、支援の対象者には、犯罪被害を受けた被害者本人以外に、犯罪被害者の家族や犯罪被害によって死亡したものの遺族も含まれます。(身体犯の被害者だけでなく、性犯罪や財産犯の被害者も含まれます。)

○家族の範囲については、民法上の親族の規定(六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族)を準用します。配偶者については、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合も含みます。親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含みます。

○基本的には、警察署長に被害届を提出しているなど犯罪等により害を被ったことが客観的に確認できるものに限りませんが、被害届すら出すことができないことが多いと指摘がある性犯罪の場合には、支援の観点から、被害届の提出がなくても支援の対象とします。

○この条例では、支援の入り口の段階では、広く地域社会を担っている方々を「犯罪被害者等」として支援することとしています。これは、犯罪被害にはいつどこで遭ってしまうか分からないため、日ごろ生活している場所で相談をお受けできるようにしたためです。ただし市ができる支援は、住民登録をしている方とそれ以外の方とでは異なります。原則としては、住民登録をしていない方に対しては、相談・情報提供及びその方が住民登録をしている自治体への橋渡しを行います。

○犯罪発生時点では市民でなくても、支援の申し出があった時点で市民であれば支援の対象とします。

○市民であるかどうかは、支援の際に窓口で確認させていただきます。

※公益的な活動:「特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条に基づく別表に掲げる活動に該当する活動」をいいます【NPO・地域活動グループ等】。

第3号関係

○「関係機関等」とは、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない関係にある機関、すなわち裁判所等の国の機関、警察等の地方公共団体の機関、犯罪被害者等の支援に係る公共的団体及び民間の団体・医療機関その他の関係するものをいいます。また、住民登録をしていない方の場合には、その方のお住まいの自治体も含まれます。

○民間支援団体による支援は、犯罪被害者等の様々なニーズをくみ取り、きめ細やかな支援を長期にわたり提供し、素早い意思決定により迅速な対応が可能であるなど、行政では手の届かない支援を実施できるという利点を有しており、支援の推進に当たって、重要な役割を有しています。民間団体の中には、犯罪被害者等で構成する自助グループも含まれます。自助グループとは、同じようなつらさを抱えた者同士が、お互いに支え合い、励まし合う中から、問題の解決や克服を図ることを目的に集う活動を行うグループをいいます。

○東京都公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けている民間団体として、公益社団法人犯罪被害者支援都民センターがあります。

第4号関係

○「市民等」は、国分寺市自治基本条例に規定されている「市民等」を指します。

(市の責務)

第3条 市は、支援に関し、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、被害の状況及び原因、生活への影響その他の事情に応じた必要な支援に関する施策を講ずる責務を有する。

2 市は、支援のための施策が円滑に実施されるよう、支援に係る体制の整備に努めるものとする。

3 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及びその他支援の重要性について市民等の理解を深めるための啓発活動その他必要な施策を講ずるものとする。

【解説】

○法の基本理念にのっとり、市としての責務を規定したものです。

○市が、事件・事故により犯罪被害者等が失ってしまった地域社会への信頼感・安心感を取り戻すことにつながるような支援を行うことは、犯罪被害者等の回復に有効です。

第1項関係

○市が、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、個々の犯罪被害者等の事情に応じた必要な支援策を講ずることを定めた規定です。

○個々の状況には、住民登録をしている方としていない方という事情の違いも含まれています。住民登録をしていない方の場合には、市でできることは住民登録をしている方の場合よりも限られてきます。

第2項関係

○市が、支援のための施策を円滑に実施するために、必要な体制整備を行うよう努めることを定めたものです。

○犯罪被害者等支援については、幅広い知識が必要となります。支援にあたる職員は日ごろから研修に参加するなどして、支援スキルを高めていく努力が必要です。

第3項関係

○犯罪被害者等の被った心身の苦痛及び生活上の不利益等は、当事者以外の者には計り知れないものがあります。そのため、当事者以外から発せられた不用意な心ない言動等から二次的な被害が生じ、そのことが後々犯罪被害者等を苦しめることもあります。

○時として、一部のマスコミによる集団的過熱取材や、誤報や事実を故意に編集して誇張した報道による二次被害が発生することがあります。また、インターネット上で根拠のない誹謗・中傷が繰り返されることもあります。

○犯罪被害者等からは、「市民への啓発は非常に重要であり、被害に遭っていない方に被害に遭ってしまった方の気持ちを想像していただくことが支援につながる」との意見が寄せられています。市は、市が支援をしていることを情報提供するとともに、二次被害の防止を地域の課題として受け止め、支援についての啓発を行っていく必要があります。

○犯罪に遭ってしまうまでは、支援の情報は見過ごしてしまうことが多いかもしれません。いざというときに思い出すことができるよう、継続的に情報提供をしていきます。

○警察、小・中学校との連携を図り、子どもたちに対して、犯罪被害者等に対する理解の促進をすすめるとともに、いざ被害に遭ってしまった場合には市などに相談することができるということを伝えていきます。



(市民等の責務)

第4条 市民等は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害することのないよう配慮するとともに、市及び関係機関等が行う支援のための施策を理解し、協力するよう努めなければならない。

【解説】

○法の基本理念にのっとり、市民等としての責務を規定したものです。

○犯罪被害者等は、犯罪による生命や身体への直接的な被害だけでなく、心身の不調や苦痛、周りの理解不足や中傷などに苦しめられながらも、十分な支援が受けられず、深刻な状況におかれていることがあります。本条は、こうした状況を市民一人ひとりがしっかりと認識し、二次的な被害の発生防止に配慮するよう努めるべきであることを定めたものです。

○犯罪被害者等が再び平穩な生活を営むことができるようになるには、行政の取組みのみならず、地域の方々の温かい理解と支えが有効です。犯罪被害者等の方から、「自分たちも実際に被害に遭うまで、このような辛い思いをすることは想像していなかった。被害に遭っている人に対して、社会が理解・関心を示してほしい」とのお声があります。犯罪被害者等がいられない二次被害に遭わないよう、犯罪被害者等がおかれた苦境を市民が理解し、支援に協力していく必要があります。

○また事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況を踏まえ、犯罪被害者等の就労及び勤務について、配慮した対応に努めなければなりません。

(相談, 調整等)

- 第5条** 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、市及び関係機関等が行う施策又は支援活動に関する情報の提供、助言及び手続補助、付添い等の必要な支援を行うとともに、当該支援に関する総合的な調整を行うものとする。
- 2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置する。

【解説】

○犯罪被害者等の多くは、様々な制度に関する情報が伝わっていないため、結果として必要な支援が受けられずにいることが推測されます。市はそのような状況を解消する相談窓口を設置して、犯罪被害者等からの相談や問い合わせを市の職員がお受けし、各種支援制度の案内や申請補助などのコーディネートを行います。ご相談をお伺いしながら、法テラス(日本司法支援センター※)や医療機関などの専門機関もご紹介します。

○相談窓口の担当は、各種施策のコーディネートが行えるよう常日頃から情報の収集に努めるほか、何よりも「犯罪被害者等の心に寄り添う」支援となるよう、各種研修や犯罪被害者等の話し合いの場にも参加するなど、相談能力の向上に努めます。

○犯罪被害に遭ってしまったことにより、犯罪被害者等は、裁判所、警察署等に行かなければならないことがあります。しかしそのような場所は日常的に市民が訪れる機会が少なく、特に被害を受けた犯罪被害者等には精神的にストレスが多い場所であると推測されます。また、法律用語など日常聞きなれない言葉を多く使った説明では、精神的に苦しい状況にある犯罪被害者等には受け入れられないことがあります。そこで市の職員が、裁判所や市役所などの公的機関に加え、必要に応じて医療機関等への同行支援を行い、犯罪被害者等の不安感をやわらげるよう努めます。

〇市は、市民の生活を守るという立場から、マスコミや、インターネット上での二次被害が起こらないよう、それぞれが適切な対応を行うことが必要と考えています。市は、この姿勢を積極的に発信していきます。

〇市は、犯罪被害者等の要望を受けて、マスコミ等への対応策についての情報提供(たとえば被害者情報を匿名発表にするよう警察に要請する、マスコミに取材自粛の要請をするなど)を行い、犯罪被害者等が必要な手続きをとる支援をすることを検討しています(連携先:警察, 法テラス, 弁護士会等)。

※法テラス:国によって設立された法的トラブル解決のための総合案内所。

(資金の貸付けあっせん等)

第6条 市は、犯罪等の被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、生活に要する資金の貸付けのあっせん、貸付けに係る保証料の補助及び利子補給（以下「貸付けあっせん等」という。）を行うものとする。

2 貸付けあっせん等の対象となる犯罪被害者等は、市内に住所を有し、別に定める要件を満たす者とする。

3 第1項の規定による貸付けあっせん等に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

○犯罪被害者等への経済的支援としては、国の制度である犯罪被害給付制度があります。この制度は、通り魔殺人などの故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族または身体に障害を負わされた犯罪被害者等に対し、社会の連帯共助の精神に基づき、国が給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。この他、死亡・障害による損失の公的補償としては、遺族年金・障害年金といった制度もあります。

○しかし、いずれの制度も申請から裁定・支給までの期間をある程度長く要します。そこで、犯罪被害者等に身近な地方公共団体が、当座必要な資金を迅速に貸付けすることは、被害直後の生活支援にとって効果的であると考えられます。

○平成23年3月に策定された国の第2次犯罪被害者等基本計画においても、国は地方公共団体に対して、見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度の導入について要請しています。

○上記の事情に鑑み、市は別に定める規則で金融機関への貸付けあっせん制度を創設し、保証料及び利子については市が負担します。

（関係機関等との連携協力）

第7条 市は、犯罪被害者等が必要なときに必要な支援を受けることができるよう、関係機関等との連携に努めなければならない。

【解説】

○犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、施策の策定・実施主体である市、その他の関係機関が、相互に連携を図りながら協力することについての努力義務を規定したものです。

○被害発生からの時期、犯罪被害者等の個別の状況等によって、犯罪被害者等が必要とする支援は異なり、多様な方面における支援が求められますので、関係機関等が連携して支援することが重要です。

○市が行う連携の一つの形態として、犯罪被害者等自助グループへの居場所の提供があります。そのほか、施策の拡充を検討していきます。

○住民登録がない方については、特にお住まいの自治体の相談窓口との連携を図ります。



(支援の制限)

第8条 市は、次に掲げる事実が認められた場合には、支援を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者等が受けた被害に係る犯罪等について、当該犯罪被害者等により教唆し、又はほう助する行為があった場合
- (2) 犯罪被害者等が受けた被害に係る犯罪等について、当該犯罪被害者等による過度の暴行、脅迫等当該犯罪等を誘発する行為があった場合
- (3) 犯罪被害者等が国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条（定義）第1号に規定する暴力団に属している場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、社会通念上支援を行うことが適切でないと認められる場合

2 市長は、既に支援を行っている場合において、当該支援について前項各号のいずれかに掲げる事実が認められたときは、当該支援の取消し又は中止をすることができる。

【解説】

○支援の制限とは、支援を開始する前に本条第1項に掲げる事実が認められた場合には、支援を行わないことができるということと、支援を開始した後に本条第1項に掲げる事実が認められた場合には、本条第2項により当該支援を取消しまたは中止をすることができるという意味です。

○市は支援を必要とする犯罪被害者等が相談しやすいよう制度の周知を図り支援を進めますが、犯罪被害者等に該当するときであっても、市が支援を続けることが妥当でない場合が考えられます。

○本条は犯罪被害者等に対し支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき、市は支援を行わないことができることを定めた規定です。

○支援を行わないという判断は慎重にする必要があります。犯罪被害者等からの相談内容に基づき、該当する状況があるかどうか事実確認を行います。第 8 条に該当する状況と認められるときには所定の手続きを経て、市として支援を行わないこととします。

○第 1 号の「教唆」とは、他人をそそのかして犯罪実行の決意を生じさせる行為をいいます。「ほう助」とは、物質的であるか精神的であるかを問わず、何らかの方法で犯罪の実行を手助けする行為をいいます。

○第 2 号の「過度の暴行・脅迫等当該犯罪等を誘発する行為とは、「暴行・脅迫等を受けた結果、通常一般人のほとんどが反撃をするであろうことがやむを得ない程度に、犯罪等を誘発する場合」のことです。

○第 3 号は、国分寺市暴力団排除条例に基づく規定です。

○第 4 号は、第 1 号から第 3 号までの規定にはあてはまらないものの社会通念上支援を行うことが不適切な場合について、支援を行わないことができる旨を定めた規定です。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

【解説】

○この条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な事項がある場合、市長が規則・要綱等を別に定めることを規定したものです。

○条例の制定と同時に、第6条に規定する資金の貸付けあっせん等の事務手続きを定めるために、「国分寺市犯罪被害者等生活支援資金の貸付けあっせん等に関する規則」を制定します。

附 則

この条例は、平成25年2月1日から施行する。

【解説】

○この条例の施行期日を定めたものです。

国分寺市犯罪被害者等支援窓口における支援イメージ図

各窓口で



犯罪被害者等

◇「市には犯罪被害について相談できるところがあると聞いたのだけど…」や、「交通事故で家族を亡くし手続などが難しく困っている」などの質問。
◇主訴ははっきりしないが、「犯罪被害」に絡むことでお困りの様子

直接



犯罪被害者等

◇犯罪被害について相談したい（電話、来庁、メール、faxで受付）。

電話の場合→転送
来庁の場合
→犯罪被害者相談
窓口へ連絡

相
談



相
談

犯罪被害者相談窓口で相談受理

信頼関係を築きながら、犯罪被害者の心情を受け止める。

犯罪被害者等のニーズを把握する。

支援策を検討する。問題が複数ある場合は優先順位をつける。情報提供をしながら自己決定を促す。

引
継

市や国、都及びその他の関係機関が行う支援についての情報提供・助言。犯罪被害者等の希望に応じてそれら機関への橋渡しをする。

支
援

各種手続きへの同行支援（犯罪被害者等と一緒に各種窓口を回り不安をやわらげる）

相談窓口で悩みごと相談継続

経済的支援（貸付けあっせん）

◆聞き取りは受理票に基づいて行うが、一度に順番に聞き出すようなことはしない。疲れていないか確認しながら進める。家族構成、既往歴、家族歴については聞ける範囲内で聞いておく。
◆日常生活（安全、衣食住、睡眠、家事、育児、子どもの学校や習い事等）が保っているかの確認をする。

◆ご本人の希望に添って、支援できるツールを紹介する（法テラス、医療機関、市役所の他の部署など）。
◆秘密保持には特段の注意を払う。
◆行うこと（たとえば、他機関への情報提供など）について、必ずご本人の同意を得、その都度同意書に署名してもらう。
◆窓口としてできること、できないことを伝える。
◆これまでの生活や、できていたことを尊重し、自分で決定できるように支援する。

安全で安心して暮らせる地域社会へ